

Dumping の本質と Unfair Competition

赤 松 要

一 ダンピングの本質

ダンピングを行う to dump ということは言葉の意味では「振り拂う」ausschütten とか「空にする」ausleeren ということで、これが投賣する verschleudern という意味に轉化された¹⁾。今日では主として國際間の取引において投賣りが行われることを普通に Dumping と呼んでいる。ここで先ず、この言葉の嚴密な意義について検討を加え、またこれが如何なる意味で unfair と言われるのかを究明しなければならぬ。しかし、とにかくこのダンピング現象が起るのは國際貿易における競争が深刻な様相を呈していることを示すものである。終戦直後のように世界的に物資の供給が不足し、市場がいわゆる賣手市場である場合には殆んどダンピングはおこりえない。今日の世界經濟は既に第二次世界大戦による被害を克服し、戦前以上の生産力水準を回復した。第二次大戦の餘震としての朝鮮戦争も終結するときにおいて、再び世界市場は買手市場に轉換し、輸出競争はようやくそのきびしさを加え、ここにダンピング問題が戦後再び浮び上ることとなつた。わが國は戦前においてソーシヤル・ダンピングを行つて世界市場に進出す

Dumping の本質と Unfair Competition

るものであるとの批難を受けたのであり、おそらくこのためにわが國はサンフランシスコ講和條約の前文において「公私の貿易及び通商において國際的に承認された公正な慣行に従う意志を宣言」したのである。本來いうところのダンピングとソーシヤル・ダンピングとは如何に異なるものであるか、眞に強力なダンピングを行うものは如何なる生産力發展の段階にあるものかも研究されねばならない。かくしてわれわれ自から戒めるとともにまた他を戒め、如何にして國際貿易が「公正な慣行」に副つて發展しうるかに留意せねばならないのである。

ダンピングの意味として今日、一般にとられているのはヴァイナーによれば「ダンピングは輸出國の國內購買者に課する價格よりも低い價格において輸出することを意味する²⁾」というのである。ペスルは一應三つの定義を擧げている。即ち(a)輸出國市場におけるよりも安い價格において外國市場に販賣すること、(b)生産費以下の價格で外國市場に販賣すること、(c)競争を排除する目的をもつて生産費以下の價格で外國市場に販賣することこれである³⁾。しかし、第三の定義は競争者を打倒してやがて市場獨占を企てるか否かの主觀的意圖にかゝるものであり、ダンピングの客觀的標識としては生産費以下における輸出ということになる。従つて輸出國における販賣價格以下の價格での輸出と輸出國の生産費以下の價格での輸出とが客觀的標識として残される。

このいずれの定義がとられるかは抽象的理論によつて決められるものでなく、ダンピングに對する防禦的立場の如何によると言える。いうまでもなく輸出國の國內販賣價格以下の輸出價格をダンピングと決めることはダンピングの範圍を廣くするのみならず、輸出國の國內販賣價格は比較的明瞭に認知することができるのであるから、ダンピングを防止するためには有利な定義である。これに對してダンピング價格を輸出國の生産費以下の價格とするときはダン

ピングの幅が狭まめられ或程度の低価格輸出はダンピングとして認められない、のみならず輸出國の生産費が如何なるものであるかの決定は容易でなく、また輸出國のそれぞれの輸出企業は異なる生産費は異なっており、しかもそこには多くの秘密のヴェールがある。かくしてこの定義ではダンピングの認定には幾多の困難はあるが、たゞ廉賣される輸出品が輸出國の國內向に生産されず、専ら輸出向である場合にはその國內販賣價格を認定することができず、その生産費をつきとめる必要も生ずるのである。しかし、後述のように生産費以下の輸出價格をダンピング價格とするのは殆どイギリス一國であり、他の多くの諸國は前者の定義に従っている。

以上でダンピング價格は輸出國の國內價格か或は生産費以下の價格であることが一應定義づけられるとしても、それだけでダンピングと呼ばれるに充分であるかは疑問である。それは、かような廉價輸出が輸入國或はその他の競争國に何らの損害も與えないとすれば、寧ろそれは輸入國にとつて歓迎されるべきことで批難の的とはなりえない。従つてダンピングが不公正競争と呼ばれるには輸出國以外の諸國に或る損害を與えることが前提とされている。即ち輸入國の競争産業或はその他の輸出競争國はその輸出國の廉價販賣 *underselling* によつて販賣市場を侵蝕されて損害を受けている事實があり、その廉價が輸出國の國內價格或は生産費以下の價格であるときにその廉價輸出はダンピングとして認知され、これに對する防禦手段も講ぜられることになる。

しかし、輸入國に競争産業がないとき、輸出國の國內價格以下の價格で輸出されるとすれば輸入國はこれをダンピングとしては認定せず、それは反つて輸入國の厚生を高めることにもなる。この場合にはむしろ輸出國において國內消費者に高く、外國消費者に安く賣るといふ「不公正」の問題が生じ、ダンピングは輸入國の問題でなくして輸出國

自身の問題となる。

ダンピングの規定についてはダンピング防止關稅を設けている諸國の關稅立法に述べられるところである。ダンピング價格を生産費以下の價格としたのは一九二一年のイギリスの立法である。ダンピング關稅が課せられる條件としては次のような項目が掲げられる。(一) 商品が生産費以下の價格で輸入せられていること、この法律の意味では生産費は製造國の費消のための工場渡卸賣價格の九五%であり、消費税或は類似の稅が課せられているときはこれを控除したもの、(二) 類似の商品がイギリスにおいて有利に生産されることができ、(三) 生産費以下の輸入によつてイギリスにおける或る産業の雇用が著しく悪影響を受けるか或は受けるおそれがある場合、(四) この影響を受けた國內産業は相當の能率と經濟によつて經營されていること、(五) 問題の商品を原料として用いている加工産業がダンピング關稅によつて甚だしい打撃を受けることがないこと、(六) 外國との條約に違背するダンピング關稅は課せらるべきでない⁴⁾。

この規定でイギリスは生産費原則をとるのであるが、その判定は輸出國卸賣物價の九五%として實際上の困難を避けるようにしている。この價格條件の外に、輸入品との競争産業が著しく悪い影響を受けることが一つの條件であつて、その低價格輸入がなければその産業は有利に經營されるものであつた。従つて、その産業を經營することがイギリスにおいては本來的に不適合である場合、これが低價格輸入によつて壓倒されたとしてもダンピング關稅の適用を受けえないということになる。イギリスとしては自由貿易主義の傳統の上に立つてダンピングを極めて狹義に解しておるのであるが、これは輸出國としてのイギリスが他の諸國に對して國內價格よりも多少の低價格での輸出をあま

りに敏感にダンピングとして認定しないことを求めている態度とも言えるのである。

イギリス以外の諸國は殆どがダンピングの認定に輸出國の國內價格主義をとるのであるが、その例としてカナダと合衆國とをとつてみる。カナダは一九〇三年にダンピング關稅を設けたのであるが、これは主として米國から鐵鋼材のダンピングを受けたためこれに對抗する措置であつた。この立法は一九〇七年の關稅法によつて一般的なダンピングの規定となつてゐる。こゝでは(一)カナダに輸出された同じ時期において同一商品が輸出國の國內消費のために販賣される市場價格よりも安い f. o. b 價格でその商品がカナダに輸入されてゐること。(二)同種類の商品がカナダで生産されてゐること。この二つの條件でダンピングが認定される。第一の輸出國の國內價格については輸出當時の價格としてその後の價格變動から生ずる外見上のダンピングを除いてゐる。第二の競争産業の存在についてはこれが低價格輸入によつて損害を受けるかどうかは明示されないが、その商品のカナダにおける生産量が極めて少量である場合、また輸出國の國內價格と輸出價格との差が無視しうる程度であるときにはダンピング關稅を課さないことが規定されてゐる。⁵⁾

次に米國では輸出國の輸出獎勵金に對抗する相殺關稅が一八九四年に設けられたが、ダンピング防止については一九一六年の Revenue Bill で規定され、輸出國の國內價格以下で、米國の或る産業を壓倒し或は獨占を形成する意圖をもつ輸入を違法とし罰金を課することとした。次で一九二一年の「緊急關稅法」でダンピング防止關稅が設けられてある。こゝでは(一)同一種類の商品が輸出國の國內消費のためにその主要市場で販賣される價格に船積費用を加えた價格よりも低い f. o. b 價格でその商品が輸入されてゐること。この價格が決定できないときには生産費を基礎

として推算される。(二)右の價格での輸入が米國における或る産業部門に損害を與え或はその確立又は發展を阻害し又はそのおそれある場合、が條件となつておる。ダンピング價格の決定には輸出國主要市場における價格に f o b 費用を加えた價格と米國に輸入された商品の f o b 價格とが採られており、單に國內價格とする場合よりもダンピング價格差は大となるわけである。たゞ米國側の大量買付などによる價格割引はダンピング價格の算定には入れられない。輸出國の國內價格が確定できないときには生産費によるがこれもその評定については別個に規定される。今一つの損害條件については「歲入法」にみるような米國産業を壓倒する主觀的意圖はとり除かれ、その如何にかゝわらず米國産業に不利益をきたす場合とし、また同一種類の商品が米國において生産されているか否かを問題としていない。これは同一用途に用いられる代用品工業の保護を考慮せるものとみななければならない。⁶⁾

わが國の關稅定率法が第五條ノ二においてダンピング防止關稅を規定するのであるが、こゝでは「不當廉賣品の輸入又は輸入品の不當廉賣に因り本邦に於ける重要産業が危害を被るのおそれあるときは勅令の定むる所に依り當該物品を指定し、之に對し期間を定め別表に定むる關稅の外其の正當價格と同額以下の關稅を課することを得」となつており、いかなる價格での販賣が不當廉賣と呼ばれるのであるかを法律によつて決めていない。従つて現實の認定に當つては以上述べるような規準によらねばならないわけである。

ハヴァナ國際貿易憲章の第三十四條「ダンピング防止關稅及び相殺關稅」の第一項では「加盟國は、一國の産品をその正當な價值以下で他國の商業へ導入するダンピングは一加盟國における既設の一産業に對し實質的な損害を與え若くは與えるおそれがあるか又は一の國內産業の樹立を實質的に遅延せしめるときは、非難すべきものであることを

承認する。この條の適用上、一國から他國へ輸出される一の產品の價格が次のいずれかに比し低いときは、その產品は正常な價值以下で輸入國の商業に導入されているものとみなされる。(イ) 輸出國內の消費に向けられる同種產品の通常の商取引における比較可能の價格、又は(ロ) どのような國內價格がない場合には、(一) 第三國に輸出される同種產品の通常の商取引における最高の比較可能の價格、若しくは(二) 原産國におけるその產品の生産費に販賣經費及び利潤のための合理的な附加額を加えたもの。販賣條件における差異、課税上の差異及び價格の比較に影響を及ぼす他の差異に關して、各場合に、妥當な考慮を拂わなければならない。」と規定される。

おそらくこのハヴァナ憲章の規定が最も包括的にダンピングを規定しているものであろう。損害條件については既設の産業のみならず、これから樹立さるべき新興産業も考慮している。價格條件では輸出國の國內價格、それが不確定であれば第三國市場向の最高の輸出價格、最後に生産費を基礎とする價格よりも低い輸出價格をダンピング價格とするのである。「關税及貿易に關する一般協定」GATTの第六條はITO憲章の第三十四條をそのまま採用せるものである。

ITO憲章或はGATTの規定で注意すべきことは以上のような低い差別價格による輸出であつてもダンピングとして取扱はれない場合を規定していることである。それはITO憲章第三十四條第七項(GATT第六條第七項)の規定であつて、第一次商品 Primary Goods についてその輸出國內の價格或は生産者の所得を安定せしめるような制度、例えば米國の農産物價格支持政策のごときがとられている場合には、その支持されている國內價格よりも低い價格でその商品が輸出されたとしても、次のような條件があるときには關係加盟國の協議によつて、その低差別價格輸

8 出は「實質的な損害を與えることはないものと推定される」のである。その一つの條件はかような國內の價格安定制度の下では國內價格よりも高い價格で輸出される場合も起つたことがあるということであり、價格安定制度は必ずしも常に低差別輸出價格を結果するものでないことが明かにされた場合である。他の條件はこの價格安定制度が生産調節などの方策をとることによつて、輸出を不當に促進したり、またその他の點で他の諸國の利益に重大な損害を與えたりすることがないように運営されていることである。農産物の價格安定政策はどの國においても望ましいことであり、會々國際價格が下落し、従つて輸出價格が安定國內價格よりも下つたとしてもダンピングとしては取扱われない。それは國際價格が上つた場合には輸出價格は國內安定價格よりも高くなることもあるし、また生産調節策もとられるので低差別輸出價格においても不當に輸出が促進し、他の諸國に重大な損害を與えないであらうといふのである。³⁾

- 1) L. D. Pesi, Dumping. (Handwörterbuch der Staatsw. 4 Aufl.)
- 2) J. Viner, Dumping (Encyclopedia of the Social Science)
- 3) Pesi, Dumping (Handw. d. Staatsw.)
- 4) League of Nations, Memorandum on the Legislation of Different States for the Prevention of Dumping. 1927. p. 21.
- 5) *ibid.* p. 13.
- 6) *ibid.* p. 11.
- 7) 大平善格編、國際條約集一四七頁。
- 8) ダンピング概念の詳論については油本豊吉、ダンピング論、昭和十三年参照。

二 ダンピングの不正さについて

以上の考察によつてダンピングの本質を成すものとして價格條件としては輸出國の國內價格或は生産費よりも低い輸出價格が存在し、一般的に言つて價格差別 price discrimination の慣行が行われていること、損害條件としては輸入國産業に何らか實質的の不利をもたらし得ることである。この第二の條件ではダンピング關稅を課する立場からしてダンピングが輸入國の産業に損害を與えることを意味するのであるが、第三國としての輸出競争國にとつても損害を引きおこすことは當然であり、従つてダンピングの損害條件としては必ずしも輸入國産業への損害に限定されるものではない。

いまダンピングの本質を形成するものとして低差別輸出價格と他國産業の被害の二を擧げたのであるが、ここでは前者をダンピングの可能條件とし、後者をその實現條件として規定する。低差別價格の存在はダンピングの可能條件を満たすのであるが、それだけではダンピングとして現實に認知されないのである。また實現條件のみが存在する場合、即ち何らかの低價格輸出によつて他國の産業が損害を受ける場合においてもまたそれは本來のダンピングとは規定されない。言うまでもなく輸出國の技術的發展と合理化によつて他國商品よりも低價格で輸出され、それらを壓倒する場合それは正常の競争であつてダンピングを構成しないのである。

しかし、言わゆる社會的ダンピング Social dumping や爲替ダンピング Valuta-Dumping はこゝで如何に解釋されるべきであらうか。「社會的ダンピングとは輸出競争力の優越性の原因として低賃金、長労働時間、その他社會保

險制を缺くような劣悪な社會政策的關係が採られている輸出國から、それほど安價にその商品を生産しえない他の國への商品輸出を意味する。「社會的ダンピングには價格差別は存在せず、輸出商品は普通に國內におけると等しい價格で外國において販賣される。従つてダンピング概念の適用には重要な前提の一つが缺けることになる。」「それにかかわらず、ある產品に對して輸出國においても輸入國においても同一の價格が求められるときになおダンピング概念——この概念には上述のように常に不公正な慣行としての嫌惡感が附着している——を適用せんとする試みがなされてきた¹⁾」たしかにソーシアル・ダンピングと呼ばれるものには可能條件としての輸出差別價格は存在しないのであるが、實現條件として他國競争産業に損害を與えることは確かである。或國の低價格輸出はいつも競争諸國にとつて脅威であり、これに對抗するために何らか「不公正」なものを見出すときに、これにダンピングとしての概念が適用されている。確かにソーシアル・ダンピングは本來のダンピング概念に含まれないが、たゞ上述する可能條件としての差別價格に類するものが見出されるときに「不公正」の概念に結びつけられ、ダンピングとしての防衛措置もとられるのである。

外國の極貧勞働 Pauper Labour による製品に對して關稅を課し、劣悪勞働條件による輸入品の低コストと國內の高い勞働條件によるコストとの差を相殺すべしという主張は十九世紀末からオーストラリアに起り、廿世紀になつて諸國に立法化されるにいたつた。

社會的ダンピングが不公正と呼ばれるのは第一に輸出國と輸入國との勞働條件に優劣の差があることである。しかし、高い賃金は必ずしも高いコストでなく、低い賃金が必ずしも低コストをもたらずものでないことはしばしば證明

されていることで、労働条件の差を低価格輸出の原因とすることは常に妥當しない。また輸出國の所得並に生活水準が一般に低いときにそれに相應する低賃金を不公正といふことはできない。たゞ資本所得に對する労働所得の比が輸出國において著しく低位にある場合、その國に異常の低賃金が行われていると言へるであらう。即ち労働条件の絶對水準でなくして資本に對する労働条件の比較水準が輸出國において低いときに、この差異が一つの不公正を意味するものとみることが出来る。これが本來のダンピング概念の價格差別に該當しないことは明かであるが、たゞ資本利潤が比較的高位にあつて労働賃金が比較的低く、これが、低輸出價格の重要な原因となる場合には本來のダンピングと相似た「差別」の存在することを認めねばならない。輸出國の國內價格を輸出價格よりも高位に保持して國內消費者に高價格を課することは、労働所得の犠牲において低價格輸出を補い、資本収益を高位に保持するのと相似たものだからである。

爲替ダンピングもまた本來のダンピングには入らない。「或國の通貨が持續的に減價している場合に、その通貨の對内購買力の低下は外國爲替で測つた對外購買力の低下よりも遅れることが普通の傾向と思われる。かくして、減價しつつある通貨は輸出に對するプレミアムとして作用し、少くとも一時的には外國通貨で計つた輸出價格を異常に低めるようになる。」「しかし、これは本來のダンピングと全く異なる慣行である。……これは多くの點において輸入國にとつては本來のダンピングと同様の意義をもつておる。しかし、減價しつつある通貨をもつ國の輸出業が彼等の販賣價格——それは自國通貨或は外國通貨のいづれであつても——に國內と國外、或は諸外國の購買者の間に差別をなさない限り、本來のダンピングはおこらないのである。²⁾」

一國の爲替比率の低下がおこるときはその國の輸出品は外國通貨に對してはそれだけ廉價となるが、國內價格の騰貴はそれよりも遅れ、その間に通貨の對外價值はその對内價值よりも著しく低い期間が生ずる。こゝに本來のダンピングと類似する一つの差別が存するのであるが、ヴァイナリーの述べるように輸出價格と國內價格との表面的な差別はなく、本來のダンピングには含まれない。しかし諸外國の競争産業がその低價格輸出によつて被害を受けることは、それがその國の輸出品の全般に及ぶだけ、本來のダンピングよりも著しく大きく、従つて爲替ダンピングの影響を防止する方策が諸國においてとられている。かく、損害條件よりすれば爲替ダンピングはソーシアル・ダンピングと共に本來のダンピングと區別されえない。問題はダンピングの可能條件としての低差別輸出價格が本來のダンピングのような形においてはこれらの二つのダンピングには存しない點にある。

しかし、爲替ダンピングにおいても社會的ダンピングにみたと同じように何らか「不公正」の臭味が附着している。特に國際通貨基金の規約において「各加盟國は爲替の安定を促進し、他の加盟國との間に秩序ある爲替協約を維持し、かつ競争的爲替變更を避けるため基金と共同動作をとることを約束する」(第四條第四項(イ))として競争的爲替變更を排除せんとしているのは、これが不公正な手段であるとの認識に基づくものと思われる。爲替變更が正當として是認されるのは「根本的不均衡を是正する」場合だけであつて、自國の輸出を有利ならしめるため、他國と競争的に爲替切下げを行うことは許されない。根本的不均衡の是正は不均衡を均衡に回復することであるが、競争的爲替切下げは人爲的に不均衡或は差別を作りだし、自國の輸出を促進せんとするものであり、こゝに不公正の觀念が結びつくのである。

本來、unfair competition, unlauterer Wettbewerb は不正競争と譯せられ、わが國においても「不正競争防止法」によつて取締つてゐるものであるが、この言葉は「數個の型の不法行為から發展したものの總稱として用いられてゐるので、その限界について定説がない。」³⁾ われわれはこの unfair は從來のように「不正」unjust の意味に解する外に「不公正」という unfair の本來の意味に解することが必要であると思う。不正競争の中心をなす不正觀念は虚偽であり、これが詐欺と類似する不正を成立せしめるものである。ここに言う不公正には虚偽の要素はなく、これに代るものは差別 discrimination である。不正競争としての「unfair competition は主として詐欺 fraud、詐稱 misrepresentation などを含む方法によつて商品を販賣することに關係づけられてきた。」この古い感じでの不正競争の意味に含まれる一切の慣行は屢々法廷にとりあげられた。……この言葉の古い法的意味での不正競争法は既に充分に確立されてゐる。……他方同時に普通に詐欺詐稱などを含まないが、それにもかかわらず極めて重大な經濟的害悪である幾多の方法がある。⁴⁾ この新しい意味での unfair な競争が主として米國の Trade Commission Act の禁止條項となつたもので、獨占到伴う不正競争として新な不法行為となつたのである。そしてわれわれの見解ではこれは少くとも日本語では不正競争に對して不公正競争と呼べるべきもので、この不公正觀念の中核をなすものが差別 discrimination であるとするのである。

普通、われわれの衡平の觀念は差別されてゐないことに基いており、差別は不公正を生ずる根源である。もちろん一切の差別と見られるものが不公正となるものではない。この場合には實は差別現象を衡平として基礎づける何らかの理由が存在するのである。賃金所得の年齢、職階などによる差別はそれが衡平なるものとして理由づけられること

ができ、従つて差別なきことが反つて不衡平となるのである。かくして衡平原則によつて基礎づけられない差別は公正の觀念と結びつき、不法として成文化されることもできるのである。

この意味で「ダンピングの本質的な性格は異なつた國民市場の購買者に對する price-discrimination である」とするヴァイナーの定義は興味深い。もちろんこの定義は輸出國の國內價格よりも低い價格をもつてする輸出をダンピングとする普通の定義を包括するものであるが、この外に、異つた二つの輸出市場において差別價格政策がとられる場合、或はまた國內市場に低く外國市場に對して高い價格を課する reverse dumping 逆ダンピングも含まれることになる。かような價格差別政策が不公正の觀念に結びつくにはそこに何らかの損害條件がなくてはならない。その差別待遇が誰にも損失を與えないときには不公正とは考えられない。米國の獨占禁止法としての Sherman Act 及び Clayton Act において國內の差別價格政策が違法とされているのは差別的低價格がその競争者に打撃を與えるとともに、他地域の高價格、或は差別價格によつて競争者を打倒した後の獨占價格が消費者に損失をもたすためであり、この理由によつて價格差別は不公正とされる。従つて獨占價格それ自身も消費者の犠牲において不當な企業利潤をもたすものである限り、そこに獨占力による何らかの差別があり、不公正と考えられるのである。

- 1) P. Baer, Das soziale Dumping, 1928, S. 4—5.
- 2) J. Viner, Dumping: A Problem in International Trade, 1923, p. 15.
- 3) 田中利夫、英米法における不正競争（一橋論叢第二八卷第一號五頁）
- 4) W. S. Stevens, Unfair Competition. A Study of Certain Practices with some Reference to the Trust Problem in

the United States of America, 1917, p. 3—4.

S) J. Viner, Dumping, p. 4.

三 ダンピングの諸形態と公正規準

ダンピングが不正競争とされる要件は以上述べたように輸出価格において差別の存在すること、これが他國の競争産業に對して損害を與えるということであつた。なお、一般に差別 discrimination が國內並に外國の消費者に對して或は勞働者に對して損失を與え、これが正常以上の利潤をもたらしているとき、これもまた不正として觀念されるものである。國內價格が輸出價格よりも高く維持されるとき、國內消費者にとつても不正とみられるのであり、またヴァイナリーの擧げる「逆ダンピング」の場合には外國消費者の利益を損ずるものと考えられる。現實の成文規定ではダンピングはもつぱら他國の競争産業に不利益を與えるがために不正とされるのであるが、一般的、理論的には「差別」とそのもたらす損害とはより廣汎に考えられねばならない。

しかし、ここにわれわれの反省すべきことはすべての差別價格輸出が必ずしも常に不正競争としての本質を有するものではないということであり、このためにダンピングの諸形態について考察する必要がある。いまこゝでは本來のダンピングについて考察するのであるが、ソーシャル・ダンピングと言われるものでも、これが輸出國の一般的な低い國民所得水準に對應する低賃金であるならばそれは眞のソーシャル・ダンピングではない。また爲替ダンピングであつても、爲替引下げがその國の國際收支における根本的不均衡を排除するための必要な手段であつた場合にはこれ

もまた眞の爲替ダンピングとは考えられない。そこには不公正の規準となる不衡平又は差別性が存在しないからである。しからば本來のダンピングについてはどうであらうか。

ヴァイナーは本來のダンピングをその持続性の観点から散發的 *sporadic*、短期又は斷續的 *short-run or intermittent* 及び長期又は持續的 *long-run or continuous* の三つに分類し、またその各々をダンピングの動機から分類している。散發的ダンピングには (a) 偶發的の過剩在荷を處分するためのもの、(b) 無意識的に行われるもの、があり、短期的ダンピングには (c) 或る市場との關係を維持するために、普通では引受け難い低價格で輸出する場合、(d) 新市場における取引關係及び購買者の好感を切り開くため、(e) ダンピングを行う市場の競争を排除するため、(f) ダンピング市場における競争の發展を未然に防ぐため、(g) 先方からのダンピングに報復するため、などがあり、長期又は持續的ダンピングには (h) 國內價格を切下げることなく、現存生産施設の完全操業を維持するため、(i) 國內價格を切下げることなく大規模生産の經濟を獲得するため、(j) 純粹に重商主義的理由において行われるものなどが包括されている¹⁾。

いまこのヴァイナーのダンピング形態の分類についての批判をこゝに省略して、筆者としては次のような分類が一層適切なものとする。第一は政策的ダンピング、第二は景氣的ダンピング、第三は構造的ダンピングである。第一の政策的ダンピングは國家の輸出奨励金などによるダンピングであつて、歴史的には重商主義時代に最も行われたもので、ヴァイナーの分類の (j) に當るものである、第二の景氣的ダンピングは自由資本主義時代の景氣變動によつて、主としてその景氣下降期に生じたものであり、ヴァイナーの散發的、短期的として掲げるダンピングの多くを含む。

第三の構造的ダンピングはヴァイナリーの長期又は持続的ダンピングを含むもので獨占資本主義時代に現われるものである。もちろん、この三つの形態は今日でも複合して現われるものであるが、歴史的の類型としては重商主義、自由資本主義、獨占資本主義の三つの時代に對應する形態といふことができる。

1) Viner, Dumping, p. 23.

(i) 政策的ダンピング

第一の政策的ダンピングは政府の直接的な輸出獎勵金 bounty や補助金 subsidy によつて差別的な低價格輸出が行われるもので重商主義時代の政策として典型的のものであるが、今日においても間接的なまたかくされた補助金等の國家的給付によつて差別的な低價格輸出が行われることは諸國にみられるところである。この政策的ダンピングによつてその國の輸出が促進され、他國の競争産業を壓迫することにおいてはダンピングとして非難されることは言うまでもなく、相殺關稅或はダンピング關稅によつて阻止されることは當然である。のみならず輸出國においても租稅によつて輸出産業の利潤を促進し或は少くとも維持することは國內的にもそこに不公正の存在することを否定しえない。

この意味で I.T.O 憲章の補助金に關する規定において「加盟國は直接たると間接たるとを問はず、いずれかの產品の輸出に對して同種產品の內國市場における購買者に課せられる比較可能の價格より低い價格でこの產品を輸出用に賣却する結果を生ずる補助金を交付してはならず、また同一の結果を生ずる他の制度を設定し又は維持してはならぬ」(第廿六條第一項)とする。しかし農産物などの第一次商品については特例が設けられる。その一つは既述のよう

的な調節又は他の理由により、輸出を不當に促進し又はその他の點で他の加盟國の利益に重大な損害を與えることのないように運用され又は計畫されていること」(第廿七條第一項(ロ))である。さらにITO憲章第廿八條として「第一次商品の輸出の促進に關する約束」があり、「第一次商品の自國領域からの輸出を維持し又は増進する直接又は間接の効果ある何らかの形式の補助金を交付する加盟國は、その商品の世界貿易における自國の衡平な分前 *equitable share* をこえるものを自國のために維持し又は獲得する効果をもつように、その補助金を運用してはならない」(第一項)とする。従つて「自國の衡平な分前」以上に輸出を促進しないような補助金は認容されることとなる。この補助金の合理性を決定する基準としては(イ)その商品の世界貿易においてその國が従前の代表的期間中に得ていた分前、(ロ)その分前は補助金の影響が輕微であると思われる位に小さいものであつたかどうか、(ハ)補助金を交付する國の經濟、及びこの補助金によつて實質的影響を受ける諸國の經濟に對して、その商品の對外貿易が有する重要性の程度、(ニ)價格安定制度の存在、(ホ)世界の需要を最も效果的にまた經濟的に充足しうる諸地域からの輸出を漸進的に擴大することが望ましいこと、従つてこの擴大を困難にするような補助金などの措置を制限することが望ましいこと(第廿八條第四項)などの條件がかゝげられている。

これらの諸條件を考慮して農産物の輸出補助金がダンピングの形態をとるとしても、それは不正として排斥せらるべきものか否かが決定されるのである。こゝで重要なことはその輸出補助金が輸出促進でなくして、從來の輸出分前を維持するにすぎず、従つて競争國に重大な損害を與えていないとき、またその商品の輸出がその國にとつて國際收支の面などから重要性がある場合、或はまたこの國の國際收支が支拂超過であるというような場合には輸出補助金

はダンピングの効果をもつとしても認容される根拠があり、それは必ずしも不公正とは考えられない。もちろん、この場合は需給の価格弾力性、或は所得弾力性の小さい農産物などの第一次商品に限られている場合であるが、かような考慮は工業品についてもなされえないであろうか。

(ii) 景氣的ダンピング

次に景氣的ダンピングというのは主として景氣下降期におこるものであり、ヴァイナリーの散發的ダンピング、即ち過剩在荷の處分のため、或は無意識的なダンピングはこれに屬するし、また短期的或は斷續的ダンピングの中の取引關係を維持するために一時的に低價格輸出を行うときは景氣的ダンピングとみるべきものである。景氣の下降と競争の激化にともなつてダンピングが瀕發する傾向を生じ、このためにまた各國の關稅が高められ、經濟的國民主義が一般的となるおそれがある。この場合、輸出國の國內物價も低下するが、その需要が極めて非彈力的となり、過剩物資の處置のため他國に向つてダンピングが行われる。このダンピングは主として他國の競争品に代替することによつてその輸出を増加することになるから、不公正競争として敏感な抵抗を受けるのである。かくして、景氣的ダンピングは他國品に代替してその輸出の正常な世界的分前以上に進出しようとするものであるから辯護されることができない。

しかし、輸出國の國內價格が完全雇用政策或は何らかの原因でインフレ的傾向のため高位に維持され、他方に國際物價水準が不沈的に下降するような場合、そしてまたその輸出國が入超傾向にあるとき、その輸出の減退を喰いとめ、輸出の正常な世界的分前を維持するためにダンピングが行われるときにおいては、前述の第一次產品でなくても、こ

れを直ちに不公正競争と認定することはできない。國內の完全雇用政策などの原因で國內物價水準が國際物價水準ほどに下降しえず、國際收支に不均衡を生ずるときは、そこに「根本的不均衡」が存在するのであり、爲替切下げも認められ（國際通貨基金規約第四條第五項）或はまた輸入制限措置も許容される（ITO憲章第廿一條）のである。かような場合、爲替切下げを行うことは爲替ダンピングとなるが、他方、その國の食糧、原料などの輸入依存度が高い場合には爲替切下げはその國民經濟にとつて有利でない。ここに或る種の商品について差別的な低價格輸出が生じ、その損失が國內需要の高價格によつて補われることとなる。かようなダンピングは必ずしも常に不公正として認定されえないものと思われる。

要するに國內物價水準が國際物價水準に歩調を合せて低下せず、輸出價格だけが國際水準まで引下げられて、辛じてその國の従前の輸出分前を維持せんとする場合のダンピングはこれを不公正となすことはできないとみなくてはならない。たゞもし、國內物價と國際物價との開きが恒常的となり、「根本的不均衡」が持続的に存在する場合には、もはやこれは景氣現象でなくして構造現象であり、従つて爲替切下げか、或は國內生産力を引下げるときの生産力構造の改變が要求されるのである。この構造的矛盾をダンピングによつて部分的に解消することは構造的ダンピングとなるわけであるが、それが永続的に行われることは、かりにそのダンピングが不公正でないにしても、認められ難いものであらう。

(iii) 構造的ダンピング

次に構造的ダンピングはヴァイナーの分類の「長期的或は持続的」ダンピングに當るものであるが短期のダンピング

グに屬せしめられているもの、例えば外國市場の競争を排除してそこに獨占を確保しようとするダンピングのごときは構造的ダンピングに含められねばならない。それはその輸出産業が既に國內市場のみならず或る外國市場をも獨占しうる構造をもち、この構造的必然性から景氣の如何にかゝわらずかようなダンピングが行われるからである。かかる外國市場を奪取しこれを獨占しようとするいわゆる predatory dumping が不正競争として排撃されねばならぬことは上述の論によつて明かである。

構造ダンピングの代表的なものはヴァイナーの長期ダンピングの二つ、即ち「國內價格を切下げることなく現存の生産施設の完全操業を維持するため」及び「國內價格を切下げることなく大規模生産の經濟を獲得するため」のダンピングである。この二つの分類は結局において同一のもので巨額の固定資本を要する大規模生産においてその完全操業の利益をうるために國內の獨占的價格よりも低い價格をもつて輸出することになる。「おそらくこれが最も一般的に行われているダンピングの型である」¹⁾。

この種のダンピングを構造的となすのは企業の生産構造がその地盤であり、またその商品に對して相當の輸入關稅が課せられ、これに援護されて國內市場は比較的に少數の大企業によつて獨占化されているからである。關稅はダンピングにとつてはダンピング商品が再び國內市場に逆流することを防止するため、また根本的には外國の競争を遮斷して國內市場を獨占するために必要なのである。かような獨占的企業は大規模生産によつて費用遞減の利益を受けるのであり、少くともその生産を最適操業度に維持することによつて平均費用を最低ならしめることができる。しかし、最適操業度における全生産量がその企業利潤を最大ならしめる獨占價格で國內に販賣しうるとは限らない。特にその

商品需要の價格弾力性が小なる場合には國內需要の相當の増加をもたらすためには著しい價格引下げを行わねばならず、かくては獨占利潤はもとより、普通利潤もあげえないことがおこるのである。この場合に獨占企業は國內においては獨占的な高價格を維持し、國內で販賣されえない殘餘を低價格で他國に輸出することが有利となる。そしてこの種のダンピングは企業それ自身の構造的條件から、また國內市場の獨占という市場構造の性格からして持續的に行われる。もつとも、景氣の下降によつて販賣量が減少する場合には景氣ダンピングと複合して一層強度に行われるが、景氣の上昇或は好況に際しても、その販賣量が極大生産量に満たないときにおいては、この種のダンピングは行われないのである。そして時には外國市場の奪取とその獨占化のためにこのダンピングが利用されることもおこる。

この種のダンピングは大企業或はそのカルテルの獨占力を背景とするだけ、強力であり、また持續的であるから競争産業の受ける壓迫も大きく、ダンピングの損害條件よりして、これが不正とみられることはない。ただ競争産業の存しない第三國市場においては恒常的にその商品の低價格輸入が可能であり、反つてその國の交易條件を有利化することとなる。他方、構造的ダンピングは獨占價格によつて國內消費者より獨占利潤を搾取し、その利潤の一部をもつて低價格輸出の不利或は損失を補償するのであり、極端には國內消費者の犠牲において外國消費者を利するということから不正と判定される。米國の獨占禁止法において價格差別政策が違法とされるのはこの政策によつて競争産業が壓倒されることと、他方に獨占價格によつて消費者の利益を害することの二つの不衡平によるのである。

いうまでもなく獨占價格と、普通利潤以上の獨占利潤が成立することはその國の消費者に對する損害であり、これ

が獨占禁止法によつて阻止さるべきことは當然である。また多く原料製品部門に成立する獨占到對しては需要者側の購買獨占組織によつて對抗し、或はまたその價格形成には國家的干渉も要請されるところであり、これらの方法によつて獨占價格を切り崩すことも可能であろう。かりに、これらの方策によつて獨占組織が排除されたとしても個々の大企業は大量生産の法則によつて少くともその最適操業度までの完全操業を行うことを有利とするであろう。この最適操業點に達するまでは費用遞減法則が作用し、生産量の増大は平均費用をいよ／＼低下せしめることとなる。いま假りに、この産業の代表的企業が百單位の生産を行い、普通利潤を含むその平均費用が單位當り百圓であり、この價格で國內需要に均衡したとする。即ち次の十單位を増産すれば九十八圓に平均費用は下るとしても國內需要は九十五圓でなければ増加しないときには生産は百單位に停止する外はないのである。しかし、この企業の最適操業は百五十單位であり、その時の平均費用をかりに九十圓とする。この九十圓で國內に販賣する場合百十單位だけか需要されないとするれば四十單位は賣残りとなる。これを平均費用以下の價格で外國にダンピングするとすれば、このダンピングは輸出國の國民經濟にとつて如何に解釋されるであろうか。

ハーバラーは「輸出の行われない場合の國內價格と、同時にダンピング輸出が行われる場合の國內價格との比較」の項目でこの問題を検討している。そのグラフによる證明を略して結論を引用すれば「遞減的限界費用の下に於ては、ダンピング輸出は國內價格の低下を招來する。同様の方法によつて、不變の限界費用の場合には、國內價格は何等變化せず、また遞増的限界費用の場合には、國內價格はダンピングによつて騰貴せしめられることが論證されうる。即ち遞増費用の場合にもまたダンピングは可能であり且つ有利である。——このことは強調されねばならない。しかし、

この場合には大規模なダンピングは行われぬ。何故ならこの場合には限界費用は當然により速やかに限界賣上の高さに到達するから」という。いまわれわれの問題とするのは最適操業度に達するまで遞減費用の法則が行われる場合であり、遞増費用の場合は問題にならない。國民經濟的にみれば遞増費用の場合のダンピングは國內價格を著しく騰貴せしめ、その不當な獨占價格によつてのみダンピングの損失を補償することになるからである。遞減費用の場合にはダンピングによつて最適操業を行うことができるならば、ダンピングを行わない場合よりも國內價格を低下せしめることができ、輸出國の實質國民所得を高めると共に、他方にまた國際收支を改善せしめることもできるのである。右に掲げた例によれば、ダンピング輸出を行わない場合の國內價格（平均費用）は百圓であるが、最適操業の生産における平均費用は九十圓で、これによつて國內需要は百單位から百十單位に増加する。残りの四十單位がその限界費用でダンピングされるのである。尤もダンピングされる部分については平均費用だけの収入をあげないから、總生産百五十單位についての平均費用を實現するためには國內價格は九十圓以上となり、國內需要も百十單位以下となるが、しかし、ダンピングを行わない場合よりも改善された状態である。

このようなダンピングが行われるためには需要の價格弾力性が國內におけるよりも外國において大なることが一つの要件となる。もちろん輸出價格は國內價格よりも低く、従つて輸出需要が當然に國內需要よりも大きく刺戟されるのであるが、輸出需要がより弾力的であるときに生産量は最適點にまで達し、その平均費用を最も低めることができるのである。しかし、外國市場の需要が弾力的であることは多分に代替の弾力性を意味する。即ち低價格で輸出された商品が外國の競争品に代替することによつてそのダンピング商品の需要が増加するのである。この代替弾力性が大

なるだけダンピングの實現條件としての競争國への損害の程度が大となる。ダンピングの可能條件としての差別價格は國內的にみて、不正とみられないとしても競争に立つ外國よりすれば不正なものとなる。

しかし、この場合においても、もし輸出國が入超傾向にあり、またその國內價格水準が他の諸國のそれよりも高く、またそのダンピング價格は國內價格よりも低いが國際價格水準とほぼ等しい水準にあり、従つてまたダンピング輸出が不當にその輸出の世界的分前を擴大するものでないときには、かりにそれが競争國に多少の影響を與えたとしても、その不正さは極めて稀薄といわねばならない。

1) Viner, Dumping, p. 28.

2) G. Haberler, Der Internationale Handel, 1933. 松井、岡倉譯國際貿易論下卷四九八頁以下。

(iv) 結び

以上においてダンピングの不正競争としての意味について検討してきたのであるが、要するにダンピングの可能條件としての價格差別も輸出國の國際收支、物價水準、生産條件などの考慮において常に必ずしも衡平原則に反するものでなく、従つて不正なものとなすことができないのである。第二にはダンピングの實現條件として他の競争的諸國に與える損害は、その輸出が從來の世界的分前を不當に擴大するものでないときには、極めて稀薄であり、不正競争として非難さるべきものでないということであつた。

公正な競争とはいふまでもなくその眞實の生産性に基づいたのであり、従つて競争力の増大によつて他國産業に打勝つことは一般に人類の福祉に貢獻するものとされる。しかし、諸國民經濟はその發展の段階を異にし、従つて國際

的自由競争によつて生産性の遅れた國の産業が壓倒され、その實質國民所得が低下するとき、——人口の國際的移動性は政策的に拘束されている——果してこれが國際競争の正しい在方と言えるかは疑問である。また古典學派の比較生産費説による國際分業も今日では幾多の限定なくしては受け入れられない。例えば日本の重化學工業がその生産性において國際的に劣るとしても、これを止めて繊維工業だけに依存することはできない。重化學工業を日本に維持することが國民經濟的に要請されるとすれば、その存立のためには政策的ダンピング或は構造的ダンピングを必要ならしめるかも知れない。しかしそのダンピングが既に論じたような限界を越えるにおいては、もちろん不公正競争としてのダンピングに該當することとなる。

大局的にみれば強力なダンピングを行いうるものは歐米の巨大企業であつて、その構造的必然性によつて差別價格輸出をなしうるのであり、これによつて劣位の生産力をもつ諸國の産業は脅かされている。劣位生産力國はこれに對抗し、辛じてその輸出分前を維持するため防禦的なダンピングに出でざるをえない立場にある。先進諸國の攻撃的なダンピングに對應する後進國の防禦的ダンピングは決して強力なものでなく、それ自身においてダンピングの損害條件は充分ではない。われわれは從來の學説のごとく、單にダンピングを規定するに際して價格差別のみを規準とし、或はこれが競争國に實害を興えるか否かによつてこれを不公正競争となすことに満足しえない。ダンピングの不公正さは輸出國の情況とその國際環境との廣い觀點に立つて判定されねばならない。